

第六十三回国会 参議院大蔵委員会會議録第二十一号

昭和四十五年四月二十八日(火曜日)

午前十時三十六分開会

委員の異動

四月二十五日

丸茂 重貞君

補欠選任

鬼丸 勝之君

塚田十一郎君

四月二十七日

塚田十一郎君

丸茂 重貞君

四月二十八日

柳田桃太郎君

鬼丸 勝之君

青木 一男君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

栗原 祐幸君

理事

小林 章君

沢田 一精君

成瀬 幡治君

鈴木 一弘君

瓜生 清君

委員

青柳 秀夫君

伊藤 五郎君

岩動 道行君

大竹平八郎君

鬼丸 勝之君

今 春聰君

高橋文五郎君

津島 文治君

丸茂 重貞君

矢野 登君

木村福八郎君

戸田 菊雄君
松井 誠君
松本 賢一君
横川 正市君
上林繁次郎君
渡辺 武君
大蔵大臣 福田 赳夫君
大蔵政務次官 藤田 正明君
大蔵省主税局長 細見 卓君
国税庁長官 吉國 二郎君
事務局長 坂入長太郎君
常任委員会専門員

本日の會議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(栗原祐幸君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

新得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○松井誠君 いま議題となりました三法案について、特に法人税を中心として二、三お伺いいたしたいと思いますが、前の委員の質問と重複するところがあるかもしれませんけれども、その点はひとつ御容赦をいただきたいと思ひます。

最初に、私の質問はきわめて大きっぱな質問ばかりでありますから、主として大臣にお答えをいただきたいと思ひますが、ことしの法人税率の引き上げは、最初からことしの税制改正の大きな柱で、所得税の減税、利子・配当課税をどうするかというこのほかに、もう一つ、法人税率の引き上げということがあったと思ひますが、それが二年間という臨時措置になつて、法人税法の改正としてじゃなく、特別措置法の改正として、特別措置法の改正の中に含まれてはいる臨時措置という方法をとつたのは、基本的には一体どういう理由からでございますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 今回法人税の税率引き上げを考えたのは実は総選挙の最中で、そしてだんだんと意見が固まつてきたのが総選挙直後である、こういう時間的経過があるわけです。特別国会は早く招集しなければならぬ。そういう間になかなか基本的な考え方としての法人税率の改正というものが非常にむずかしくなつた、そういう事情が一つあるわけでございます。つまり、法人税率をどういうふうに固定化するかというところにきまつては、時間的な余裕が少なくなつた、こういうことが一つあります。同時に、いま、法人税につきましても、いろいろな議論があるわけでありまして、配当課税措置をどうするかというような問題もありません。その他、さらにさかのぼつて、法人税の対象となる法人の性格をどうするかというようなものもあります。そういういろいろなことを考えますときに、この際法人税率をここで固定化させるということはいかがであらうかというたてまえから、まあ臨時的措置である、こういう見解のもとに、これを法人税率の本法の率におけるところの引き上げとしないで、特別措置だ、という法的措置をとつた、かように御理解願ひたいと思ひます。

○松井誠君 そうしますと、期限が来る二年後に一体法人税率はどうするかという基本的な方向は、なんにもきまつていない、このように理解してよろしいでございますか。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいまのところは、それまでの法人税制に対するいろいろな論議、そういうものも煮詰めておりますけれども、その二年後におきましてこれをどうするかということにつきましては、まだ何らの結論も持っておりませんという状況でございます。

○松井誠君 大臣がよくことしの予算編成の方針として中立型予算だといふようなことを言う理由の一つとして、一方で減税をしたけれども、法人税は増税をした、そういうことをよく理由にあげているわけです。法人税の増税がそういう意味であるいは景気調整の意味を持つておるといふようなことを大臣はいままで言われておつたと思ひますが、そういう景気調整の役割りをこれからあとも果たさせるという意味も、臨時措置だから必ずしもそういうことを恒久的に考えているんじゃないというように理解をしいていいのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 選挙中にそういう発想が生じた、その直後にそういう考え方が固定化してきた、こういう発想なり、固定化したという理由は、今日の景気情勢から判断いたしました。法人税をここで引き上げておくということが適当であるという考え方があつたわけでありまして、それが基本になつておるわけでありまして、そこで、法人税率の修正というものと景気調整という考え方は密着しておる、こういうふうな考え方であります。

○松井誠君 そうしますと、法人税率の上げ下げは景気調整の役割りを持たせるということとは、二年後の税率改正のときにやはり貫かれる、そういうことですか。

○国務大臣(福田赳夫君) さように考えたいと思ひます。

○松井誠君 この時の法人税率の改正で、初年度六百何十億ですね。予算全体が八兆円の予算の中で六百何十億ということになると、はたして景気調整の役割りをこれで一体果たしたと言えるかどうかという数字の上から疑問を持つわけですが、この点はどうか。

○国務大臣(福田赳夫君) ごもつともな御議論と思ひます。この六百数十億で一体景気調整の役割りが達成できるか、こういうと、私ははなはだ疑問であると思ひます。しかし、私は、その量的な意味における実質的な影響というよりは、政府が設備投資に対してかような考え方を持つておるのだということを明らかに示しているというところに大きな理由があるというふうに考えるのであります。その考え方のうらはらといたしまして、金融調整措置をかなり強力に進めておるのであります。そのうらはらに実質的な浸透力、影響力というものがあつたらうというふうに思ひます。財政におきまして、これに同調して、考え方としてはこうだということを示す、そこに私はこの改正の意義というものを押し出して、こう、こういう考え方でありませう。

○松井誠君 二年間の臨時措置にしたということ、もう一つ、最初の案の二%アップというものが後退をして、一・七五%というところに落ちついた。この一・七五%をはじき出す基礎として、法人税率三五%の五%という計算方法がいわれているのですけれども、そういう三五%の五%アップという考え方、そういう計算を通してでなければ一・七五という数字は出なかつたのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) これは、私どもは、初めは法人税率二%アップ、つまり現行の基本税率三五%を三七%にしたという考え方を出したわけですが、いろいろ議論いたしました、まあ五%アップという考え方、かたがた、地方税と合わせまして大体五%アップが法人税率の二%アップに相当するといふ見方もありまして、こういうものは、政府が出した当初の案が多少の変化が常々あるものでございませう。最初に出すものは、場合によると、アドバラン的な性格を持つ場合もあるわけでありませう。必ずしも政府が最初に出したアドバランで最後まで押し通すということが適當であるかどうか、そういう場面もあるわけでありませう。そういう諸般の事情を考えまして、当初出した五%アップといふものは、これは地方税と合わせまして二%、また、本税の税率自体に比しまして五%アップになる、その辺がこの際受当ではないか、そういうことで一つは法人税率の一・七五%の増徴ということにいたしましたわけでありませう。

そこで、私どもはなぜ法人税率の増徴ということをやつたと出さなかつたかといふことは、いまわが国における企業の自己資本が非常な悪い状況にあるわけですね。しかも、それがだんだんとまた悪化するような傾向がある。これを是正しなければならぬといふ一方の要請もあるわけでありませう。そういう際に、景気調整といふ大きな題目の立場からいへば、法人税率を引き上げる、それは自然に企業の資本構成の面にもマイナスの影響があるわけでありませう。そういうようなことから、法人税率の引き上げは景気調整下でありませうけれども、いかにがであらうかと考えておりましたので、まあ慎重にならざるを得なかつたわけございませうが、そういう考え方もあるけれども、いま景気は過熱の寸前にある、こういう際に、一時資本構成の問題には多少マイナスの影響があるにいたしましても、ここで景気の調整をはからなければならぬ、こういうふうな考え方をとるに至つたわけでありませう。したがつて、この問題の考え方は臨時的のものにしようといふようなことで、特別措置扱いをするということにいたしましたのであります。

○松井誠君 私がお聞きをされているのは、二%といふのは一種のアドバランで、それが一・七五になつたといふことは、それはそれなりに理解でき

きないわけじゃないのですが、一・七五といふ数字をはじき出す根拠として、いま大臣が言われた、地方税が〇・二五%アップなんだから、合計で二%だといふならば、〇・二五%を差し引いた残りの一・七五%をこの法人税率のアップにするのだぞと言へばそれでよさうなものなのに、そうではなくて、三五%の五%アップという、これは付加税といふのですか、そういう形式をわざわざとつたのはどういふわけかといふんです。

○国務大臣(福田赳夫君) 考え方のいきさつはいま申し上げたとおりでございませうが、結果として、ちょうど三五%の五%アップ、それが一・七五%に該当する、こういうことで、税法上の扱いの技術的な見地から五%アップという表現をとつた、表現でありませう。

○松井誠君 その裏には、法人税率の現行の三五%といふのは大体これで固定化すると、そういういわば含みもあつて、一・七五%アップにしないで、三五%の五%というふうな計算にした、その勘ぐられないこともないし、そういうふうな受け取れるわけです。これで三五%といへば、臨時措置といふ形をとるけれども、実際は三五%という形で固定化される、そういう考え方がこの表現の仕方の中に含まれているのじゃないですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 現時点の法制におきましては、三五%といふものは固定化されておるわけでありませう。しかし、臨時的措置としてそれを三六・七五%に引き上げた、その臨時的措置の期限は二年でありませう、こういうふうになつておるのであります。ですから、この臨時措置を一体二年後にどういふふうに処置するかということにつきましては、いま予断を持つておらぬわけございませうが、その時点におきます経済環境、つまり景気的情勢、またその二年の間に、おけるこの法人税率全体に対する議論、そういういろいろな帰趨を見ましてこれをどういふふうに扱つかといふことはその際に考えていく、こういう考え方でございます。

○松井誠君 ですから、いま大臣が言われたように、二年後に法人税率をいじるときに、この臨時措置で改正になる三六・七五%を基本にしてどうするということになるんじゃないかと、やっぱり三五%を基本にしてどうするかといふ、そういう発想にならざるを得ないわけでしょう。

○国務大臣(福田赳夫君) それは、現在の法のたてまえからいふのであります。これはもう三五%といふのは基本税率として固定をしておるわけでありませう。それに一・七五%を積み増しをして、一体どういふふうに取り扱つか、これを固定部分に入れたらどうか、あるいはまた臨時措置として何がしかの増徴を行なうのか、あるいはそれを取つてしまふのか、あるいはさらに根本的に法人税率全体についても大きな改正が加えられるのか、それらの点は二年後の臨時措置の終了の時点で決着をつけたい、こういうふうな考えでおるわけでありませう。

○松井誠君 私はやはり考えが違ひまして、昭和四十年、四十一年に不況だといふことで相次いで合計三%下げられた。現在、景気の状態はむしろ過熱を危惧されておるぐらいだから、当然引き上げるというものを基本的な方向にしなければならぬわけですね。現に、法人税率の国際的な比較をしてみても、日本の法人税率の負担というのは軽いほうです、あとで数字をお教えをいただきます、またここで三五%据え置きをいわば固執して、そこから上げるか下げるかの方向さへもきめないといふ考え方ではたしていいのかといふ基本的な疑問を持つておるけれども、いまの法人税率の国際比較の問題ですが、どのような数字になつてい

○政府委員(細見卓君) 日本は、御承知のように、二段階税率になつておるわけでありませう。こういうふうな分け方をいたしておられますのがやはりアメリカでございまして、アメリカは、二万五千ドルを境にいたしましたして、二万五千ドル以下

きないわけじゃないのですが、一・七五といふ数字をはじき出す根拠として、いま大臣が言われた、地方税が〇・二五%アップなんだから、合計で二%だといふならば、〇・二五%を差し引いた残りの一・七五%をこの法人税率のアップにするのだぞと言へばそれでよさうなものなのに、そうではなくて、三五%の五%アップという、これは付加税といふのですか、そういう形式をわざわざとつたのはどういふわけかといふんです。

○国務大臣(福田赳夫君) 考え方のいきさつはいま申し上げたとおりでございませうが、結果として、ちょうど三五%の五%アップ、それが一・七五%に該当する、こういうことで、税法上の扱いの技術的な見地から五%アップという表現をとつた、表現でありませう。

○松井誠君 その裏には、法人税率の現行の三五%といふのは大体これで固定化すると、そういういわば含みもあつて、一・七五%アップにしないで、三五%の五%というふうな計算にした、その勘ぐられないこともないし、そういうふうな受け取れるわけです。これで三五%といへば、臨時措置といふ形をとるけれども、実際は三五%という形で固定化される、そういう考え方がこの表現の仕方の中に含まれているのじゃないですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 現時点の法制におきましては、三五%といふものは固定化されておるわけでありませう。しかし、臨時的措置としてそれを三六・七五%に引き上げた、その臨時的措置の期限は二年でありませう、こういうふうになつておるのであります。ですから、この臨時措置を一体二年後にどういふふうに処置するかということにつきましては、いま予断を持つておらぬわけございませうが、その時点におきます経済環境、つまり景気的情勢、またその二年の間に、おけるこの法人税率全体に対する議論、そういういろいろな帰趨を見ましてこれをどういふふうに扱つかといふことはその際に考えていく、こういう考え方でございます。

が、普通税が二〇％になり、それから二万五千ドル以上につきましては付加税がつきまして、これが二六％ということになっております。それに現在には加重税がかかりまして、二万五千ドル以下につきまして一・一％、それから二万五千ドル以上につきまして二・四％、これがいわゆるサーチャージといわれておるものであります。そういたしますと、合計で、片一方が二三・一、また片方が五〇・四というふうなことになるわけでありま

す……
○松井誠君 ちよつとすみませんけれども、こまかい数字はけっこうです。表面税率と実効税率を平均した最終的な数字だけ二、三比較してお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(細見卓君) それじゃ、重いほうだけの実効税率で申し上げます。アメリカが五三・八七、これは州税も入っております。イギリスが四五％、それから西ドイツが四九・〇五％、フランスが五〇％、日本はその場合に該当するものは四五・〇四％ということになります。

○松井誠君 ですから、いわゆる先進的な資本主義諸国の中では日本は低いほうだと思ふんですね。それなのに、三五％、いわば据え置きを基礎にしていまだに法人税率のあり方を考えるという基本的な考え方が私にはわからないのですが、どうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) わが国は、先進諸国と違ひまして、租税負担率が非常に低いのです、全体として、先進諸国が国民所得に対して大体三〇％前後という状態です。イギリスが一番高く三九％ぐらいに上つております。わが国は、それに反しまして、わずかに一八％強である、こういう状態です。ですから、税負担全体が低いんですよ。その中において、法人税率は決して低くない。一八％じゃないんで、いま主税局長が申し上げましたように四五％にも及ぶ、こういうふうなかなり高い税率になっておるわけでありま

す。そういふことを国際比較をする場合に特に念頭に置くべきものと、こういうふうに思ひます
が、同時に、わが日本は、企業の内部蓄積がいま非常に悪いわけでありまして、これは数字でいいますと、とてもとても比較にならぬような状態である、そういうようなこともまた配慮しなければならぬ。私は、いまの三六・七五％、あるいは三五％という基本税率、わが日本の租税体系が、国際社会の中において低いものである、こういうふうには決して思つておりません。まあ、しかし、いろいろ議論はあります。議論はありますけれども、結論において、そうおっしゃるような状態ではない、こういうふうに見ております。

○松井誠君 全体の税の負担率が日本は国際的に確かに低い、それはわかりますけれども、だから法人税率も低くていいという理屈にはならぬ。むしろ法人税の担税力がどれだけのところかというところの問題であつて、平均的な税全体の国民の負担率を基準にすべきではないと思ひますが、この法人税率の問題で最後にちよつとお聞きをしておきたいのですが、この法人税率を上げるという議論のときに、上げた結果、地方交付税に対するはね返りをおそれて、なるべくはね返らないような改正の方法にしようというふうな議論があつて、それがこの三五％の五％という形式をとらせたい一つの原因であるかのように伝えられておつたんですけれども、その点はどうか。

○国務大臣(福田赳夫君) 率直に言いますと、大蔵省でも、歳出当局ですね、主計局あたりは、何とかして交付税と遮断した方法はとれないものかというふうなことを言う人もあります。しかし、私は、そういう小細工をしちやいかぬ、これはもう地方税にはね返るべきものはね返るようにして、しかる上で中央・地方の財政調整は堂々とこれをやるべきであるという結論を下したわけでありま

す。結論はそういうふうになつておるわけでございますが、経過において多少そういうふうなことがありましたことは事実であります。しかし、結論は、ちゃんと、地方財政、交付税にこれはね返るといふふうになつておりますので、十分納得のいく処置であつたと、かように考えております。

○松井誠君 そういう話が途中で出たことはわかるんですが、それがこの三五％の五％アップという形式をとらせたい一つの理由ではないかというところで

○国務大臣(福田赳夫君) それと、ただいま申し上げた経過とは、何らの関係はございません。○松井誠君 そうしますと、ますますどうしてこういう回りくどいような計算方法をしたのかわからなくなるのでありますけれども、これはこの程度にします。

○松井誠君 利子と配当の特別措置のことについてお伺いをしたいのですが、先ほど来、大臣は、内部留保が少ない少ないということを言われておる。この利子の特別措置についても、これは貯蓄の奨励の意

味だということを盛んに言われておる。貯蓄の奨励と利子の特別措置が具体的にどういふ関係にあるということは必ずしも立証されてはいない。そこで、事務当局にお伺いをするのですけれども、日本の貯蓄率のおおよその趨勢、国際的な比較は、大体の数字でけっこうですけれども、どうなつていますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 日本の国際比較においての貯蓄率は、非常に高うございます。貯蓄率一八・九％、二〇％近く上つておるわけでございます。この趨勢は、ずっと長きにわたつて維持されておるといふ状態でありま

す。ほかの先進諸国は、私もいま数字を持っておりますけれども、一〇％をかなり切る、こういうふうな情勢でございます。○政府委員(細見卓君) いま大臣がお答え申し上げましたように、外国の数字が実は手元にございせんが、数%から、多いところで一〇%ぐらいであつたかと存じております。

○松井誠君 私はいまちよつと手元に見当たらないけれども、私の記憶では、もつと聞いておる、むしろ二、三倍ぐらいの貯蓄率じゃなかつたかと思ひますが。

○政府委員(細見卓君) 五%で三倍になるわけでありま

す。○松井誠君 ですから、それほど高い貯蓄率になつておるところになおさらに貯蓄奨励という必要が一体あるのかという問題が一つあるわけ

です。しかし、もつと基本的には、これが一体貯蓄奨励に役に立つておるのかどうか、その点についてはむしろ否定的な學者のほうが最近多くなつて

いるのじゃないかと思ふんですが、貯蓄率の趨勢も大体ずつと上がつておるやうなものでしょう。○国務大臣(福田赳夫君) 戦後の日本経済の混乱期、この時代には低かつたわけですが、その後上昇いたしました。最近においては二〇%を若干切るといふ状態において安定を続けております。

○松井誠君 私が持つておるのは、去年の夏の税制調査会に公述人として出た小宮教授、この人の貯蓄率の推移の統計ですけれども、横ばいというよりも、ずっとやはり少しづつではあるけれども年々貯蓄率は上がつてきております。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいま申し上げましたように、昭和二十七年ごろ、朝鮮事変前後の日本経済の混乱期ですね、この時期におきましては七・八%です。

○松井誠君 それは何との比率ですか、個人貯蓄率……○国務大臣(福田赳夫君) 平均貯蓄率です。国民所得計算……

○松井誠君 国民所得に対する……○国務大臣(福田赳夫君) における可処分所得ですね、それに対する貯蓄額です。これが七・八%というのが二八年でござい

年にちよつと下がりまして一六・七％、それから四〇年が一七・八％、四十一年が一七・九％、四十二年が一九・四％、四十三年が一九・七％、かような数字になっております。

○松井誠君 ですから、少しづつではあるけれどもやはり上昇しておる。多少でこぼれはありますけれども上昇しておる。この上昇しておる趨勢というものの、利子の特別措置というものの制度がとられたからといって、その年あるいはその翌年に変動しておるといふようなはつきりした因果関係はないのじゃないですか。

○國務大臣(福田赳夫君) これは判断の非常にむずかしい問題であります。とにかく、三十年に利子全体つきまして非課税措置をとった、このときかなりの貯蓄率の上昇を見ておる。九・六％から一三・四％というふうに激増するという状況だったわけですね。これは、もとよりそのとき経済が戦後初めて安定基調にのぼった時期でもありますが、しかし、同時に、私も、非課税措置がかなり響いておる、こういうふうに見ておるわけでございますが、その後はでこぼこの状態を続けております。しかし、問題は、もしここで利子あるいは配当に対する重課をする、従来よりも重課をするという変更を加えた場合に一体どういふふうになるか、こういう問題を考えると、これはなかなか容易ならざる問題が起ってくるのではあるまいか。松井さんは、貯蓄は大したことはい、大した効用はないのだという御説をいまして述べられましたが、これはもうたいへん大事なものです。日本経済が戦後ここまで来た背景は、最も大きな要因というのは貯蓄にある。いま、社会資本の立ちおくれと一生懸命公共土木事業なんかを起して取り組んでおります。社会保障を充実しております。その財源は何かといふことです、これは貯蓄なんです。特に日本の経済の中で世界じゅうから目をみはらされているところの設備投資、いろいろな工場ができ、そして働く者に職場を与えている、こういうようなものは原因は何であるか、その力は何であるかといふと、これ

は貯蓄なんです。貯蓄があればこそ先進諸国に数倍するよう大きな発展ができた、また、貯蓄が世界の水準より非常に高いところにあることを原因があるのであります。貯蓄という問題はそう軽視するわけにはまいりません。私も、貯蓄という問題を、日本経済をささえるほんとうの原動力だと、こういうふうに見ておるのです。この扱いにつきましては非常に神経質で、非常に力点を置いてこれを推進していかなくやならぬというふうな考えでおるものであります。そういう際に、税制上貯蓄に対する措置が変わった、それがどういふ影響を及ぼすかといふことにつきましては、慎重の上にも慎重を期さなければならぬ、かように考えております。

○松井誠君 利子についての特別措置をやめるのはたいへんだというの、いままでの措置が貯蓄率に影響があるという議論の立て方が初めから前提になっておるわけですが、それを認めない者にとつては何も説得力が実はないわけですね。そのことは、何も私らいわば野党的な立場の者が言っているだけではなくて、先ほどもちよつと申し上げました小宮さんというふうな東大の先生もそう言っているわけですね。ですから、私は、その証明ができないままに特別措置を続けてきておるいい例が利子配当の問題じゃないかと思つておるのですが、今度、この間新聞で見ましたところ、少額預金の非課税の百万円、それを二百万円まで上げるといふようなことが閣議できまつたとか何とか、そういうことはございせんか。

○國務大臣(福田赳夫君) そういうことはあります。○松井誠君 物価対策の一つとして大いに貯蓄をさせようと、総需要抑制の一つの措置として野菜の値段をどうするとかといふようなことと一結に、今日二十二、三日ごろ閣議できまつたようなニュースがあつたのですが、そういうことは全然ございせんか。

○國務大臣(福田赳夫君) そういう議論を持ち出すことはありますが、まだ何ら結論を得ておりません。今度の税制改正の際もそういう引き上げをしようかといふふうに考えた向きもあるのです。あるのですけれども、とにかく利子・配当につきましては全体としてこれを少し公平化といふか、そういう方向に向けようといふような時期でもありま

すので、ことさらこれを引き上げるといふ措置はしないわけですね。引き下げももちろんしないといふことで据え置くといふことにいたしました。が、まあ最近の物価情勢なんかの関係から、それを考えたたらどうだろうといふような説を持ち出す人もある――きめておりません。

○松井誠君 きめていないだけでなしに、そういうような引き上げは来年度の税制改正ではないといふように受け取つていいですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 私どもは引き上げをしないといふたてまえでこれを皆さんにおはかりをしておるわけですね。引き上げをするといふことになりますれば、また立法を要するわけでありま

す。まあ今国会の問題にはなり得まいと、こういうふうな考えておるもので、当面引き上げをするといふふうには考えておらぬといふふうに御了承願つていいと思つた。まあいろいろ議論を尽くして、その必要があるといふことになれば、次の国会が開かれた機会に御審議を願ふといふことになろうかと思つた。

○松井誠君 それはまああたりまえのこと

で……。それで、配当の特別措置のことについてお伺いしたいのですが、これは利子の場合と同じように自己資本の比率を改善するといふことが必要だといふ議論になつておるんですが、その自己資本比率の改善といふのも、先ほどもちよつと大臣が触れられましたけれども、ほとんど自己資本率が減つてきて、資本構成が悪化している。二〇％を割るか割らうとしておる。これは、配当の特別措置といふものと自己資本の充実といふものとは必ずしも関係がない、そういうことの証明にはなりませんか。

○國務大臣(福田赳夫君) 配当を軽減するといふことになりましたれば、これはもう自己資本率には理論上当然い影響になる、また、配当ばかりではございせん、法人税全体といたしましてこれを軽減するといふことに相なりますれば、これは自己資本、内部留保にいい傾向があるといふことは、これはもう争えないところだと思つた。ただ、現実の問題として、内部留保、自己資本率、これが悪化を続けておる、そういう状態でありま

すが、これは、いま非常に猛烈な勢いで設備投資が進んでおる。その設備投資を調達する資金を株式資本に求めるいゝとまがない。そういうようなことから、勢い金融資本にたよるを得ない。つまり、借金であります。そこで借金が増大していく。もとより増資も行なわれますけれども、とも増資は借金のふえる比率には及ばない。そういうようなことから自己資本比率が悪化していくわけでありま

すが、これは一番問題になるのは、成長の速度がとにか早過ぎる、こういうところに根本の問題があるであらう、こういうふうな思ひます。同時に、わが国におきましては、まあこれは付随的な原因と言つたほうがいいと思ひますけれども、もう一つは、資本市場が諸外国に比べるとまだ活発に動いておりません。この育成強化の途上である。そこで、株式に依存をするといふことが諸外国に比べるとやりにくい状態である、こういうようなことですね。しかし、何よりも成長の速度が大きい、設備投資が毎年毎年急増する、その財源を企業としては借金に依存する、この状態が資本蓄積を悪化させている、こういう認識であります。

○松井誠君 自己資本の比率がどんどん悪化をしておる、これは、成長金融のあり方に問題がある。ですから、いくら配当の優遇措置をやつても、自己資本の比率には影響がない。ほんとうの原因といふのはそれ以外のところにある、自己資本の比率を悪化させておるのはそれ以外の原因であつて、したがつて、配当の特別措置といふのは自己資本の比率の改善といふことを前提にし

ておりますけれども、それが具体的には少しも立証されていない、こういう議論が多いわけですね。それに対して、特別措置のあり方が不徹底だから自己資本が下がるんで、もっとこれを拡大すればあるいはよくなるかもしれないという議論があるけれども、私はそういう議論はナンセンスだと思ふですね。自己資本の比率の改善と配当の特別の措置とが因果関係があるという前提でものを考えれば、それはなるほどいま比率が改善をされないのはもつと優遇措置が足りないからだという議論が出てくるでしょうけれども、しかし、その二つの間に因果関係がないという立場からはそういう議論は全然出てこない。いままでのところ、資本の充実が悪化をしておるこの趨勢というものをみると、何か特別な措置を配当についてやったことで多少とも自己資本が改善をされておるといふような因果関係は立証されないんじゃないですか。

○国務大臣(福田赳夫君) これは、数字とすれば、自己資本問題は配当ばかりじゃございませんから、配当の影響だけを抽出して計算してみたいということは不可能であります。しかし、配当に対して所得税の配当税率を強化するというようなことになったら、一体どうなるか。先ほど私が申し上げたとおり、いま資本市場が非常にウィークだ、諸外国に比べて比較にならぬような状態だというふうに申し上げましたが、それがさらに意気阻喪されるというふうな状態になるわけでありまして。そういうふうなことになるやうな、理論的に資本市場の育成とこの配当問題というものはもう切っても切れない関係にある、こういうふうに見ておるものであります。これを数字的にいいますと、これはもうどうして計算はできません。

○松井誠君 数字的には言わなくても具体的に因果関係があるという事実をもつての立証というのは足りないんじゃないか。貯蓄の場合もそうでありまして、自己資本の比率の場合も同じことで、大臣の言うのは、初めから因果関係があるんだということを前提にして議論をされておると思ふ、あくまでも。因果関係があるかないかという問題をしておるのであつて、因果関係があるんだからこれをもとに戻したらいへんだとかなんかいふのは、その前提を認めない者には説得力がないと思う。その点の因果関係ありという立証が実証的にできていないじゃないかというのをさつきからお尋ねをしておるわけですね。

○政府委員(細見卓君) この点につきましてよく言われますことは、配当性向の非常に大きな会社、具体的には、鉄道でありますとか電力でありますとかいうふうな非常に株主の多い、いわば日本の資本市場の代表的な銘柄になっておるようなものにつきましては、御承知のように、配当性向が非常に高いわけですね、収益力が低いという裏側にもなりますが。そういうものにつきましては、かの不況のとき、四十一年、四十二年のようなおきまして、一割の配当ができたということ、あるいは利回りが相当なものであつたということ、あるいはこの配当に関する軽減措置があつたというところがそのことについての大きな貢献をなしておつたということがよく言われることであります。そして、もしもそういうものがなければ、さらに資本市場がダウンして二百円を割つたやうなときにさらに壊滅的な影響を受けておつたであらうというやうなことがよく言われることであります。現実にはそれ以下にならなかつたわけでありまして、その証拠として何だという場合には、そういう評価をする人が多いということでございます。

○松井誠君 押し問答はやめて、最後に、配当控除率の問題をお尋ねしたいと思います。これは私の議論じゃないのですけれども、法人擬制説というのをいふば政府がシャープ勧告以来とつて。今度、所得税の減税を一方でやつて、一方で法人税の増税というのをやつたのだから、いわば擬制説という立場をとるならば、所得控除率の引き上げを行なうべきではないか、そうしなければ擬制説として首尾一貫しないじゃないかという議論があるのですけれども、この点はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 法人税の引き上げ、これは所得税のほうの配当控除の引き下げ、これは矛盾をするじゃないか、こういうお考えのようであります。これは、先ほど申し上げましたように法人税の引き上げは、先ほど申し上げましたやうな景気情勢から見て判断いたしました。これは法人にも引き締めという姿勢をとつてもらいたいという考えからこういう措置をとつたわけでございます。所得税のほうは、皆さんのほうがかねがね言つておられる配当控除体制、これをもう全廃または引き下げを行なうべし、こういうことで皆さんの御意向にも沿つて今回の改正を行なうと、こういうことにいたしましたわけでありまして、これは租税の根本議論をいまお話しでございますが、そういう考え方に立脚したわけではないのであります。

さらにつけ加えますれば、法人税におきましては配当軽減税率は据え置きといたしております。○松井誠君 ですから、私は、私の意見ではありませぬが、法人擬制説によつて受け取る配当について、法人擬制説によつて軽減措置というものは、やつぱり所得税を減税をすればそちらのほうも減税をしなければ足並みがそろわぬじゃないかと、そういう意味のこと、もう一つは、法人税のほうで増税をした。法人税と配当の軽減というのはいわば二重の課税にならぬやうに調整をするのだという意味から言へば、法人税を増税をしたならば控除率のほうは引き上げをやつてそちらのほうで減税をやつて、全体としては増税にならぬやうにすべきではないかというやうな議論、つまり擬制説の理屈からいふと、出てくるべきではないかというのですね。しかし、それをやらなくて控除率の引き下げをむしろやつたというの、擬制説そのものがすでに破綻を起しているという証拠にならざるを得ないんじゃないか、こういう意味なんです。その点についてはどうでしょう。

○国務大臣(福田赳夫君) 法人税につきましては、擬制説だとか実在説だとかいうやうな学理的な根本的なたてまえをとつていうわけじゃないのです。一方におきましては、そういう学説もある。その学説もにらみませんが、その学説を根拠にしてこれではならぬというやうなことを考へておるわけではないので、それをひととお含み置き願ひたいと同時に、先ほど申し上げましたが、今度法人税率を引き上げます。引き上げますが、配当軽減税率につきましては、これはもう引き上げも何もいたしません。これは従来どおりの二六%というので据え置いておるわけなんです。それとは別な議論でありますけれども、どうも配当控除率を一五%というやうな高位に置くというものは、他の所得者との権衡上、非常に厚い措置じゃないか、厚きに過ぎるじゃないかと、これはもう皆さんからしばしば指摘されておるところであります。そういう議論に対しては、多少これは緩和する必要がある、こういうふうになりまして、本年度のところは一〇%のところを持つていて、経過的には一二%にしておこう、こういうやうな考え方をとつておるわけでありまして。

○松井誠君 これでやめますけれども、ほかの税負担との公平の問題からいふと引き下げをやつたんだと。この控除率一〇%ないし一五%というのは、何か理論的な根拠というのがあるのですか。○政府委員(細見卓君) シャープのときからの沿革がずっとございまして、その後必ずしも理論的には一貫いたしておりませんが、現在の一五%ないし七・五%という配当控除率は、これは三十六年に法人の配当軽減税率を導入いたしましたときに、従来の二〇%の配当控除率を、配当軽減で法人税のほうに四分の一軽減したのを見合つて、四分の一切り捨てしました。その結果、シャープ勧告当時二五%であつたものを以上の三十六年の改正を経て一五%にしたというのが現在の配当控除の控除率の沿革的な意味でございます。

第五部 大蔵委員会会議録第二十一号 昭和四十五年四月二十八日【参議院】

○松井誠君 二五というそもその控除率というの、どういう意味ですか。

○政府委員(細見卓君) シャウブのときには、当時の所得税の最高税率が五五%でございましたので、それを概数的に完全に所得控除において排除できるのは二五の控除率が適当であらうというところでしたわけですが、配当控除率は、御承知のように、一方で法人税と所得税との二重課税の完全排除の方式としてはいわゆるグロスアップという方式がございます。それでなくて所得税の段階で概数的に法人税を控除するということになりまして、その階層その階層に適用し得る所得税の税率が違いますので、ほんとうの意味においては完全な二重課税の排除ということではない。どうしても、上に厚く、下に薄くなるわけがあります。そういうものがあつて、その後の法人税、所得税並びに配当控除の改正の経過は理論的に説明できる推移を必ずしもたどつておらないことは御案内のとおりであります。配当控除措置を設けましたときに法人税率を四分の一控除して、配当控除を四分の一切り捨てたということになって現在に至つて、そして今回の改正になつたというわけでございます。

○松井誠君 そうすると、現在の二〇ないし一五%というのは、当初とは違つてその理論的根拠を失つてしまつた、したがつて、こうでなければならぬというそういう歯どめというものは何も無い、もっぱら税の負担ということだけでこれを考へていけばいい、このような理解をしていいのですか。

○政府委員(細見卓君) そのような面もございまして、二重課税を不完全に排除しておるといふ面の面を持つてゐるわけで、現行制度は、先ほど申しましたように、そもその配当控除によりまして概数的に控除するときには、制度発足のときからあらゆる所得階層の人に完全に二重課税排除というの、はできておらなかった。それがたびたびの改正を経ておりますので、精神としては二重課税排除という精神も残つており、現実にはそれが

非常に不完全になつて形骸として残つておる、精神が。そういう形でございまして。

○上林繁次郎君 今回の所得税法の改正によると、課税最低限が三万円である。これを国際比較した場合に、まあアメリカ、フランスまでちょっと及ばないけれども、西ドイツ、イギリス等とはほぼ肩を並べた。なるほど、額の面からいいますと、そういったことが言えると思ふんです。で、この三万円のところがえ方といふんですか、たとえば、諸外国の社会保障の給付費とか、あるいは住宅問題とか、あるいは国民生活をささへてゐるいろいろな条件があると思ふんです。そういうものを加味してこつた課税最低限というものが決定されたのかどうかということですね。三万円と決定されるそれまでのとらえ方といふんですか、その点についてひとつ……。

○国務大臣(福田赳夫君) わが国は、国民一人当たりの所得におきまして、諸外国とたいへん違つた条件があるわけですね。まあアメリカに比べますと、三分の一ぐらいになります。そのくらゐのものでございまして。それから他の先進諸国にはだいぶ追いつてきました。ただもう一息というふうな状態でございます。そういう前提で課税最低限といふことを考へてみますと、とにかく今度の三万円といふものは、アメリカに比べればまだかなりの差がありますけれども、他の先進諸国に比べますと、まあ大体同じような水準まで来ると、こういう数字でございます。私どもは、世界の先進諸国の水準といふものを目ざして、何とかそこまで早くこぎつたいという考え方で、逐次課税最低限の引き上げを進めてきた、こういうことでございまして、これでやつと他の先進諸国の水準に追いついた、こういうことに相なるわけでありまして。

○上林繁次郎君 いま大臣のお話を伺つていますと、まあどれだけの条件を加味して決定されたといふことはわかるんですが、何となく額だけの面、たとえば三万円なら三万円という金額が、西ドイツあるいはイギリス、こういう国と比べて

大体同じようだというふうに、額の面からだけにとらえ方というふうな感じがするわけですね。そこで、私は言いたいことは、国民生活の実態というものを把握して、その中でこれをどうするかという考え方、こつたことが大事じゃないか、こつた考え方ですね。そこで、ちよつと意地の悪いような質問になるかもしれませんが、国民生活をささへてゐるどれだけの条件の中から幾つかを取り上げて、そしてこれを具体的に検討してみたいと思ふのですけれども、たとえば社会保障給付費、これがイギリスあたりのはどういふふうになつてゐるか、あるいはまた、フランス、西ドイツにおいてはどういふふうになつてゐるか、その辺をどのようにいまとらえておられるか。最初に、社会保障給付費について、イギリスや西ドイツ、フランス、これらの国の給付費はどういふことになつてゐるか、この点からお伺ひしたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 日本の国民生活が他の諸外国と比べて非常に特徴的にきつ立つて違つてゐる点は、社会資本の蓄積ですね、これが非常に立ちおくれである。われわれの生活は、その年々の所得が重大なさへになる、これはもちろんでございますが、同時に、これに次いで大きなさへをなすものは蓄積である。わが日本は、社会資本の蓄積において特に貧弱でございます。同時に、家庭における蓄積も、他の諸国に比べますと乏しい状態である。そういうことは、家庭の蓄積の中の住宅というふうなものをとらんに来ますと非常にきつた生活をしてゐるわけですが、とにかくわれわれの生活をささへるものは、繰上りわれわれのその年々におけるところの所得であります。これを横にささへるものは、過去の蓄積であります。繰上りのさへがあつてはじめて国民生活といふものが評価されるということになるわけですが、その横の蓄積の面というものが非常に立ちおくれ、かつ、社会資本の立ちおくれといふものが目立つわけでありまして。ですから、毎年毎年の国民所得はたいへん向上をしてい

る、もうアメリカを除く他の先進諸国には接近しようとしておる、それにもかかわらず、われわれの生活がまあ楽になつたという感じがしない。それは、社会資本をはじめ、蓄積の立ちおくれというところに問題があるかといふふうに思ひます。

それからもう一つ、いま社会保障のことを取り上げられましたが、社会保障といふことをまた考へてみますと、社会保障に對しましては、社会保障税といふんです。振替所得といふんです。これを先進諸国の人は別に大きく負担してゐるわけなんです。社会保障面の負担を別個に取り上げてみますと、わが国におきましてはきつめてまだ低い状態にあるわけがあります。これは社会保障の充実とらへる問題をあらわす問題であります。社会保障の制度が充実しておらぬという問題と、所得税の最低限がどうあるかという問題は、これは同一に論ずるというよりは、むしろ分けて論ずることが適當ではあるまいか、そういうふうに考へます。

○上林繁次郎君 いずれにしても、国民生活をささへる一環にはなると思ひます。社会保障という問題が、この点についても、日本の場合に諸外国に比べておくれであるといふことは、やはり個人個人の生活に影響をしてくる、こつたことは言えると思ひます。で、いわゆる社会保障の充実といふものは個人生活の充実にもつながつていく、全部とは言えないけれども一環をなしてゐる、こつた考え方でありまして。そこで、数字的にはつきり言ひますと、これはとらえ方は非常に古いものですが、フランスにおいても国民所得に對する社会保障の給付費の比率は一九・三%、さういふことです。これは七年くらい前の話です。さういふ時点でもとらえたものしかありません。で、西ドイツにしても二〇%、イタリアは一六・四%、こつたうちで、この時点では日本は六・三%、こつたうちになつてゐる。オランダとかスウェーデンとかイギリス、これらもあがつておられますけれども、少なくとも、日本は、昭和

いろ、社会保障の面、あるいは物価の面、あるいは住宅の面、そういう面で劣っている。そういう中から百三万円ということは諸外国並みにはならぬ、この額がもつと上がってこそはじめて内容としてはいわれる諸外国並みに近づいていくんじゃないか、こういうことです。その額を引き上げることによって国民生活をその面からどれだけか諸外国並みに近づけていくことができるのではないかと、そういう意味での百三万円ということなんです。あくまで額だけのことを私は申し上げていくわけではない。その点をひとつおわかりいただきたいと思ひます。

これで終わります。

○瓜生清君 大臣に二、三御質問いたします。

四十六年度以降の税制について、国民の税負担感を緩和するため、所得税減税を今後とも続け、その反面、間接税を増徴するという方向を政府は打ち出しておりますが、納税者にとっては、心理的な負担感より、むしろ実質的な負担を軽くして、所得構造に応じた累進性を取り入れることが財政民主主義の建前上不可欠のことと思われまが、これに対して大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) しばしば申し上げておるのですが、いま、日本国民の税負担というものは、諸外国の水準に比べますと非常に軽いのです。それにもかかわらず、国民から租税負担といつてその負担感を訴えられる。それはなぜかといふと、これは全体とすると軽い租税負担ではありますけれども、直接税偏重になつておる、こういう点にあらうかといふふうに見ておるわけでありま。今後の財政のあり方を考えてみますときに、どうしても資本の充実ということが大きな問題になつてくる。また、社会保障制度の充実、これもまた大きな問題になつてくる。その二つのことを考えましても、今後財政は膨張せざるを得ない。その負担を一体どうするかという問題もまた別にあるわけなんです。第一には直接税偏重の税体制度の是正、それからもう一つは、ふえゆくところの財政需要をいかに充足するか、こういうこと、そ

ういうことを考えますと、どうしても直接税を増徴するというのはまあどうだろうかというふうに思ふのです。そこで、間接税にその財源を求めるという考え方をとらざるを得ない。いま、瓜生さんは、高所得者に対する累進度を上げたかどうかというお話でございますが、今日すでに累進度というものはかなりきついております。一人当たりの国民所得はアメリカあたりに比べますと非常に低いわけでございますが、それに対する関係なんかを考えてみますと、わが日本においては累進税率の最高税率というものはかなり高い状態になつておるわけなんです。これをさらに強化するというようなことは、これはいかにであらうかといふふうに考えます。まあ間接税の増徴ということを中心として考えていきたい、またそれが妥当であらうといふふうに考えております。

○瓜生清君 次の点は、わが国の間接税は個別消費税率系をとつておりますが、各種物品を別々の基準で課税されておるので、同一税目では、高級品にいくほど高税率となつており、一応のバランスはとられておりますが、総体的に見ますと、ダイヤの指輪とか銀狐毛皮のえり巻き等の税負担が一六・七％であるのに、大衆消費に供せられるビール等の酒税負担は五一・六％、それからわれわれが吸つております「ハイライト」にかかる専売益金が五九・九％と、まことに均衡を失つておるに思ひます。個別消費税率系はわが国に適した税体系であるといわれておりますけれども、現行のままでは、このように全体のバランスが著しくずれておると思われま。この際、税負担能力、物価等の国民生活への影響を加味した個別消費税率に適合するようないくつかの統一原則を考へる必要があるのではないかと思ひますが、この点、大臣はどうお考えでございますか。

○国務大臣(福田赳夫君) いま、奢侈品に対する課税が低いという問題を一つ指摘されておりますが、その点は、私は、今後の税制改正におきましては再検討、洗い直してみたい、こういうふうに考えております。

それから第二に御指摘の、砂糖だとか、あるいはビールだとか、たばことか、そういうものに対する課税が重いじゃないか、それが奢侈品なんかとのバランスがいかになるものであらうかといううなお話でございますが、これは大衆の嗜好性というものに着目をしていたしまして課税が行なわれるということになつておりますが、これはわが国はかりじやないのです、大体の国々におきまして特進進諸国等におきましてはそういう傾向が強いわけでございますが、これは、何といひますか、財政目的というものがあつたわけでありま。フランスにおきましても、あるいはイギリスにおきましても、かなり高率の消費税率というものをこれらの嗜好品に課しておる、こういう状態でございます。いまわが日本においてはそういうような体制がとられておるわけでありま。けれども、これが著しく増徴されるというふうなことになる問題はありますけれども、とにかくこれだけの財政需要を達成するという目的のもとに一つの秩序をなしておるわけでございます。これを大幅に緩和するといふようなことが財政上可能であらうか、これはかなり問題のあるところであらうと、こういうふうにお思ひま。ごさいま。とにかく、財政需要に着目をしての措置であるといふふうな考え方をよく取り願ひたい、かように思ひます。

○瓜生清君 租税特別措置について伺ひたいんですが、いままで二年間の期限つきでなされてきた特例をどういふ理由で五年間も延長したのであるか。特に経済変動の激しい現在、そういう長い期間延長するといふことは、特別措置ではなくて、本則を改正する考え方が含まれておるのではないかと、いふふうに思ひますが、その点はいかがでございますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 五年の臨時特別措置というお話でございますが、これを採用いたしましたのは利子・配当課税についてだけでありま。利子・配当課税につきましては、先ほども申し上げましたが、私も神経質になつておる。こと

に、いまの物価の情勢、また、わが国が当面しておる経済の成長政策からの角度、こういうふうなことを考えますときに、貯蓄というもののいささかの動揺があつては相ならぬ、こういうふうにか、慎重な配慮を加えたわけでありま。従来のように二年の時限ということにしますと、来年の国会におきましてはまたこの改正を御議論しなければならぬことになる。これでは、投資家あるいは貯蓄する一般国民、こういう人の生活設計とか、あるいは貯蓄に立ち向かうところの心がまへとか、そういうものが非常に不安定であらう。そこで、五年といふふうに今度はいたそうとしておるわけですが、その中間段階というものを設けまして、二年目にはこうなりま。その目標を示しておるわけなんです。二年目にはこうなる、五年後にはこうなる、こういうふうなことで大体見通しもつく、それに従つて国民も貯蓄なり投資をしやすくなる、こういうことをねらいとした次第でございます。いままでの二年といふところでは非常に短か過ぎる、こういうことから、今回初めてのことでありま。五年といふことで御審議をお願いし、貯蓄増進ということを通じて、物価政策にも貢献し、また、わが国の成長政策にもその必要とする財源を整えるといふことのほうがむしろ国家的であるといふ考え方をとつた次第でございます。

○瓜生清君 次に、所得税について伺ひたいんですが、大臣は衆参両院におきまして課税最低限を今後引き上げるといふことをしばしば言明されておられますが、その具体的な内容といふものはあまりはつきりしません。それに対してどうお考えになつておりますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、いま、日本国民全体の税負担率は軽いといふふうな認識を持つておるのですが、それでも負担感が重いといふ訴えがある。それはなぜかといふと、所得税がとにかく軽い税負担の中においても大きなウェイトを持つておる、いふところに根本的な原因があるといふふうに考えておるのであります。そこ

で、四十五年度税制改正におきまして長期答申を一応完全実施ということになります。これをもちてビリオドとせず、四十六年度以降におきましても所得税減税というのには財政の許す限りにおいてこれを考えていきたい、こういうふうに考えておられるわけですが、その具体的な内容につきましましては、皆さんのこういうところにおける御議論、これもよく伺っております。また、税制調査会にもこれをはからなければならぬというふうなことでございまして、ここでこういうふうにいいたし、税制調査会に提出する、とにかかく所得税負担の関係につきましましては今後とも最善の努力をしていきたいというふうに考えておることを申し上げます。

○瓜生清君 新経済社会発展計画との関連で今後の税制についてお伺いしたいと思ひますが、計画は財政の景気調整機能の重視をうたつていて、たとえば法人税の延納期間の伸縮等をあげておりますが、昭和四十二年に設けられました租税特別措置法第六十六条の六による「重要産業用合理化機械等の特別償却の停止」の措置は、現在の経済の好況下においても発動してはいないようであり、すけれども、これはどういふわけですか、お尋ねいたしたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) お話の償却制度の問題であります。景気調整という考え方で設けられたわけですが、ところが、その対象となる品目は非常にわずかなんです。これをかりに今回発動するにいたしました。これも景気調整の機能を發揮するといふような影響はない、こういうふうに判断いたしましたわけでありまして、それよりは、むしろ、一般的な法人税の増徴、これのほうがきびしい姿勢であり、また、そちらのほうが効果的な影響を与えるであろうというふうに考えて、この償却の繰り延べ措置につきましては今回は適用いたさないことにいたしましたわけでありまして、ああいう考え方は私は非常にいいと思ひますが、もう少し効果的に適用される道はないか、これは今後御指摘の点、御意見等も頭に置きまして再検討

をしてみたい、こういうふうに考えております。

○瓜生清君 最後にお伺いしたいのですが、本案と関係がない問題ですが、私は、最近の株式市場をながめておまして、どうも株価が少し行き過ぎではないかというふうに考へるのですが、大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 株価が行き過ぎであるかどうかは、私が申し上げますと、いろいろ憶測を生みまして、適当ならざる結果になるのじゃないかと思ひます。ですから、その点に対する見解表明は控えさせていただきますと思ひますが、しかし、二千五百円相場というものが、きのうあたりの状況では二千四百円を切る、こういう状態になつておりますので、必ずしもあなたのおっしゃるような状況ではない、こういうことだけは申し上げさせていただきますと思ひます。

○委員長(栗原祐幸君) 午後一時二十分再会することといたしまして、休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(栗原祐幸君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行ないます。

○成瀬輔治君 大臣にお尋ねいたしますが、衆議院でも、三党いよいよゆる社会党、公明党、民社の三党で統一要求のような形で八項目をお願い申し上げたわけですが、なかなかうまくいかないようでありまして、特にその中でも重要視しておりますのは所得税の定額控除の問題です。これは十万円になつておりますが、しかし、それは四

十三年で、四十四年、四十五年と二度手直しが見送られていゝる形です。それまでは、毎年一万円引き上げられてきておられるわけですが、そこで、われわれとしては非常に残念であり、ぜひ修正案というふうなことも実は考へてみたわけですが、まずけれども、別表の問題等これあり、いろいろな問題もあるかと思ひますから、大臣として、どうせ臨時国会なり通常国会等も開かれるということ考へられますから、昭和四十六年の一月から定額控除を十万円の五万円引き上げて十五万円にすべきであるというふうにわれわれは考へておりますが、大臣のこういう問題についての御所見を最初に承りたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) いま、サラリーマンの定額控除の額十万円を四十六年の一月一日から引き上げを行なうべし、こういうお話をございまして、とにかかくいま昭和四十五年度予算の審議を終わつたばかりです。四十六年の一月一日に引き上げを実施するということになる、これは予算にも関連をしてくる重大問題でありまして、さあ、ここで、成瀬委員からのせつかくのお話でござい

ますが、これをここでいたしましたというふうなことをお約束するわけにはまいりません、これは非常に残念ですけれども、しかし、この問題は、お説のように世間的な関心も高い問題でございまして、私は、かねがね申し上げておりましたように、所得税の減税は将来ともいたしたい、こういうふう

に考へております。そういう際には、諸控除の引き上げというものが何と云つても中心になるであらう、こういうふうに考へますが、その諸控除の

一環といたしまして前向きでこれを検討する、そういうことでひとつ御了承をお願いしたいと思ひます。

○成瀬輔治君 反論というわけはございせんけれども、税の自然増なりいろいろ問題がござい

ますし、そして税の重圧感なり不公平でいろいろなことを言われておることは、要求は、サラリーマン所得といひましようか、いわゆる所得税が重いといふことが一番問題でございまして、そこで、情勢の変化等私はなきにしもあらずだと思ひます。まあ、とにかく、予算を云々することになるから非常に困難だといふことは、お断わりいただけるわけでは、予算の修正といふこと

も行なわれることはあるし、補正予算等もあるわけですから、そこで、ただいまのお答えを承つておきますと、税制調査会等の問題もこれあり、そういうふうなものにはかつて、これは政府の大

きな姿勢になつてくると思ひますけれども、必ずしも私たちは来年の一月一日から施行することが絶対に不可能だといふことは考へません。非常に期待を持って、大臣のいまの前向きに検討するといふことは、あれこれを踏まえての大臣としては非常に狭められた範囲内における立場の御答弁として、われわれはそういうものに対して十分な期待を持っておるということを申し上げまして、この点は了承をいたします。

次にお尋ねしたい点は、税金と物価の関係について、いろいろな問題があると思ひます。特に、今度、高福祉高負担ということが出てくると、いわゆる負担はやはり増税ということになつてまいりましよう。その増税を何でやるかということが非常に問題であると思ひますが、一体税をかけた

改正につきましては格別慎重に対処していかねばならぬ、かように考えております。

○成瀬權治君　そうすると、高負担の場合に、直接税を主として、六五対三五にいたしましてよろしく、直間比率でいうと、だから、直接税は減らしていかなくちゃならぬ。ですから、おのずから間接税がふえざるを得なくなる。ただ、六五と三五のバランスをとっただけでも間接税がふえるわけですが、片方ではより高福祉をやるためには高負担という、そういうことが出てくれば、これは二％ぐらいといわれておりますけれども、どうしたって間接税がふえる。しかし、間接税がふえると、物価にはね返ってきます。物価にはね返ってきたら困るからそういうものは税はなるべくかけたくないということになると、それじゃどういふものが間接税としてふえてくるのか。ほんとうに物価にはね返してしまつて上がるものなのか。どうも、企業の中で努力をされれば吸収されるというものも相当数あるんじゃないかという考え方もあると思うのです。ですから、その辺のところ、どうもいま大臣の御答弁を聞いておりますと、物価にはね返るようなおそれのあるものはやらぬよと、こういうことになる、間接税は片方ではふやすと言つておる。片方では物価にはね返つてやらぬわいと、こうなる。そうすると、どういふものをそれじゃ考えておられるのか、ちょっとつかみにくいのです。ですから、私はそういう抽象的な質問をしておるが、大臣のほうはもう少し具体的に御答弁が願えないものかどうか。

○国務大臣(福田赳夫君)　間接税を考へておりますが、一般的な間接税、つまり、どの商品にも税をかける、こういうような売り上げ税あるいは付加価値税、そういう形のは考へておりません。ただ、消費税の対象によりましては物価にさほど影響のないものを考へられる、こういうふうに存じております。きよりの午前中の御論議でも、具体的に取上げられたものがあります。あります、いまここでどういふ品目についてとい

うことを私から申し上げかねますが、物価にさしたる影響のないものもあります。あるいは、逆に、消費税によつて消費の抑制効果が期待されるというふうなものもあります。そういうふうなものをも模索いたしまして、そして私の考へておる直接税負担の軽減という方向の償ひをいたしたい、かように考へておるわけでありませう。

○木村義八郎君　関連して、税金と物価との関係はいろいろ私も考へて、非常にむずかしい関係になつていふところ、非常に違つてきていふところ、昔は、たばこの値上げをする、値上げ率はかなり大きい場合、売れ行きが減つたものですね。そこで、大体どの程度値上げしたら売れ行きが減らないか、どの程度値上げしたらこの消費を節約ができるか、判定がついたと思ふんです。最近では、実際問題として、値上げするでしよう。そうすると、新しいたばこのほうが売れ行きがいいというふうな状況ですね。ですから、その点は昔とかなり違つてきていふんじゃないかと思ふのです。いわゆる間接税を引き上げたから消費を抑制するといふようにストレーツになかなかいかないです、最近では、そこがはつきりしないわけでは、ですから、大蔵省は、物価対策として財政面なり税制面から効果的な対策として一体何を考へていふのか、さっぱりわかりません。この間、法人税だつて、六百十億引き上げた。しかし、あれも、転嫁の問題があるわけですね。いろいろ学者の意見があるとしても、いままでの税調の答申では大体転嫁の公算が大といふことになつていふでしよう。そうすると、法人税を上げて、これが物価のほうへ反映して、間接税を上げて、物価のほうへ反映して、そういう場合、どういふふうに考へたらいいか。いま、大蔵大臣の話ですと、なるべく物価に影響のないような物品税なり消費税なりで、全般的なものとは考へない。売り上げ税とか付加価値税という形では考へない。個々の間接税で、消費税を考へるといふますが、情勢が前と変わつて

きておりますから、私は、間接税を上げたから消費抑制に作用するといふことは、最近ではそういうことはいままでのような考へでは通用しなくなつていふと思ふんです。それは結局総需要との関係があるわけですね、いままでのような考へ方で理解できない点が相当あると思ひます。だから、その点を踏まえてやはり考へませんと、そうしたら、間接税で上げるものはないですよ、物価対策として考へた場合です。ですから、その点、ひとつはつきりさしていただきたい。

それから私は、何回もここで、大蔵省は財政、税制面から物価対策としてどういふ方針を今後とつていくかといふ質問しても、はつきりした方針示されませんが、しかし、政府のほうは、きのう総理大臣が主婦の方と會つて、今度こそは本腰を入れて物価対策に取り組むと。いままでは本腰じゃなかったのかと突つ込まれたそうですが、そうすると、今度は、やはり財政、税制面からいふまでも違つたかまえていかなければ、繰り返しにすぎないと思ふんです。だから、そこにおそらく大蔵大臣としてはこれまでとは違つた着想をお持ちになつていふんじゃないか。財政の面、あるいは税制の面、その基本的な考へ方をひとつここで締めくくつてあなたからお伺ひしておきたい。

○国務大臣(福田赳夫君)　物品税その他消費税については、どういふものが物価抑制をするか、あるいはどういふものが物価の刺激的要素を持つか、こういうことは、判定が非常にむずかしい問題です。ですから、これはよほど国民の心理的動向等を含めまして考へていく必要がある、こういうふうに思ひます。木村さんのように、あれもいかぬ、これもいかぬ、そう言つちゃうと、一体どうすればいいかといふお教を請はざるを得ない、こういうことになつておるが、今後お教を請ひながら適切な措置をとりたいと考へております。そうして所得税の負担の軽減、また、社会資本の充実、社会保障制度の整備、そういう方面への財源につきましては事欠かせないようになつて

たい、こういうふうに考へておる次第でございます。

基本的には物価対策を一体どうするかといふ、この前予算委員会でもお答へした、これはやっぱり需給関係ですね。これは木村さんが力説をされたとおりであります。それから第二の問題は、コスト要因であります。これはだんだんそういう要因が出てきた中におきましては、賃金問題、これも非常に重要な問題である、これも木村さんが御容認なすつた問題でございます。それから第三には、国際関係から起る物価要因であります。輸入を増加するとか、関税の問題でありますとか、また輸入価格、輸出価格、これの物価への影響をどういふふうに把握するか、これが三つの大きな問題だと思ひます。

なお、その他に、流通の問題、これは総理がきのう言われていふ問題であります、これは根本的にメスを入れなければならぬ。また、独占価格の問題、こういう問題にも手を入れなければならぬ。また、さらには、これは長い見通しの問題でありますけれども、低生産部門の近代化合理化、そしてこれによるところの生産性の向上、こういうものも着目しなければならぬ。物価問題は総合的な問題で、どの一つといふことはないと思ひますし、ただいま申し上げたような問題を、とにかく一斉に総力をあげて取り組む、こういう事柄だろう、かように考へております。

○木村義八郎君　関連で簡単に質問いたしますが、大蔵大臣、コストプッシュについてちよつと誤解があるといけませんから、この際私も弁明しておかなければなりません、これは、私、物価値上げの原因の一つの要素としては認めていふわけでは、ただ、日本の現時点において、この物価値上げの原因としては何が一番支配的原因かといふそれについては、やっぱり、総需要とか、あるいは管理価格ですね、そういうものが大きく作用している。それから賃金値上げについては、どうも、大蔵大臣は、コスト・プッシュを必要以上に強調することによつて、最近、

のかと、それから減税の恩典に浴した人がこんな
におつたのかと驚いたわけですが、それはそれと
して、せっかく土地を持つておる人があの分離課
税のために売つたと、今度買つた人から末端へ実
際に渡つていかなければあの税の恩典を与えた意
味がない。とにかく、土地のほしい人たちが安く
早く入手できるというのがねらいであつたと思つ
てしまふところ、ところが、単に所有権の移転だけ
に終わつてしまふと、たいへんなことになりやしないだ
ろうか。そこで、いや、この税をやることによつ
て末端までそういふふうに行くんですよという見
通しがあるのか、あるいは、末端にまで行くよう
に何らかの別途対策というものを考えておみえにな
るのかどうか。どうも、私は心配するのは、所有
権の移転に終わつてしまつておるような感じがし
てならないわけですが、どうでございましょう。

○国務大臣(福田赳夫) この間新聞にも出てお

りますが土地売買はかなり旺盛に行なわれた。その原因の一つは、私は、確かにこの税制にあったと思う。つまり、それだけの土地の供給というものはあらわれてきたと、こういうふうに理解しておるのです。いまでも木村さんからもお話しがありました、地価は一体どういふふうなことで形成されるかという、一番大きな要因は需要と供給の關係だろうと思います。その供給に大きな刺激となった、それがあの売買の激増の状態にあらわれてきていると、こういうふうに見るわけです。そして、さらに、それが真にこれを需要する人に渡ったかどうかということのお尋ねでございますが、あの買い取り先ですね、需要家先を大観してみますと、まあ例外もあるようですが、大

体において土地のデベロッパであるよりであります。そうしますと、これがその土地を整備し、また、住宅を建てると、住宅政策に貢献すると、こういうふうなことになると思うんです。広い土地の売買しか出ておりませんけれども、おそらくこまかい土地の売買というのはそういう意味合いにいてかなり行なわれているんじゃないか、そういうふうに見ておるのでございますが、私はあの傾

向の税負担は軽減するというデメリット、これを否定するものでありませんけれども、いま大事なことは土地の価格を下げることである、それには土地の供給をふやすことである、そういう意味合いにおいてあの税制がかなり働いておる、こういうふうに見ておるのであります。

○成瀬瀧治君 これはもう少し先を見なければならぬ問題だと思ひますが、私たちが心配することとは、せっかくの恩典を与えたことが政府が考えておつたような結果になれば非常にいいわけですが、いわゆる需要と供給の関係で地価が少しも上がるのが下がることはないだろうが、上がるのがストップした、少しでもブレーキになったというこゝとならないと思ひますが、何らかの行政的なこれに対して措置をしない、ただ税制で恩典を与えた、これだけで目的を達するものじゃないと思ひますから、建設省とも十分連絡をとつて、何らかの行政的な措置をとられたい、せっかくのものが持つておる人だけのみの得をしたと、土地を持つておつて手放した人が減税の恩典に浴しただけだと、こういうふうになつて消えなくなつてしまふと、大臣はよく税の公平ということをおつておみえになります、それを失ふことになつてしまふと思ひます。私はここでどうしようということをおしませんが、今後の成り行きというものを、適切な行政的な御指導もお願いしたいものだと思つております。

それと関連しまして、分離ですから、あれに対して累進を加味することはできないものでしょうかね。一棟以上のものは、もう幾らでも同じになつてやうなわけですね。ちよつと刻んでやうなことはできないものであろうかという点が一つと、それからもう一つは、税制調査会で保有税ということを言つておられます、土地保有税の問題が一つ。あるいはまた、法人の土地を持つておつていわゆる空地にしておるものは、三年以上持つておるものに対しては税をかけたらどうかというふうな問題、あるいは、土地を買つておつて値上がりをおつておつて売らない人には何かの税

をかけるというふうなことも考えられておりますが、そういうふうなことに對してどういうふうにお考えになつておられますか。

○國務大臣(福田赳夫君) よく空地税でありまして未利用地税でありましてと言われまゝ。私はその考え方には賛成です。ところが、技術的にこれは非常にむづかしいのです。何が未利用地であるか、何が空地であるか、これはなかなか判定は困難じゃないかというふうに思ひます。ですから、当面、現在の社会体制の中で考えられることは、一般的な資産税で、つまり、土地を保有しておると、こういうものは荷やつかいだという効果のある課税、その効果を持つておるのが今日におきましては固定資産税で、あの固定資産税というものは、その名前の通りにしておきたい、また、内容もそのままでいい、これは問題があると思ひますが、あの形のもの強化していくというところが当面最善の策ではないか、こういうふうな考へておるわけですが、そういう意味合いにおいて、固定資産税につきましては、今後いまだ話しの御趣旨のことを頭に置きながら検討してみたい、かように考へております。

○成瀬瀧治君 時間がありますから、これで最後ですが、国税庁長官に伺ひますが、国税審判所です、五月一日から施行になるとかありますので、ぼつぼつ人事ができておると思ひますが、民間からどういふふうになつておるか、およそのことについて御報告願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉岡二郎君) 先般御審議の際に私が申し上げましたのは、部外からできるだけ人材を入れた、ことに審判所長となる人、その他大事な首席審判官には部外から人を得たいということをおし上げました。実は、たいへん申しわけない次第でございますけれども、現在なお人事を詰めておる段階でございます、大体、審判所長と東京の首席審判官につきましては部外からおいでを願うという線は変わつておりません。その線で詰めております。それからなお、ほかに、大阪地区においてはできるだけ部外の方から求めよう、

時間的に間に合わない場合には若干空席を置いてもやりたい、かように考へております。そのほかに、大学の教授をしておられた方、あるいは税理士をしておられた方を審判官に迎へるべく、現在準備をいたしております。そういうことで、たいへん数は少のうございませうけれども、四、五名の方を部外から求めるように現在取り進めておる次第でございます。

○成瀬瀧治君 もう一言だけ、えらい恐縮ですが、これは衆議院で赤松勇代議士が質問主意書を出しました。その中で三、四ございませうが一点だけ特にお尋ねをしておきたいのですが、事業主報酬について、個人企業においては青色専従者に限つて完全給与制をとつたらどうかということに對して、答弁書を見ますと、「所得を総合して課税する」というのが所得税の建前であり、個人企業の事業主所得は「云々で事業主の事業報酬は認められるわけにいかない」というわけの語が出ておるのですが、これはちよつと考へ直してもらうわけにいかぬだろうか。この答弁じゃ、まるつきりどうも……。

○政府委員(細見卓君) 御承知のように、所得税におきまして一番の特徴と申しますのは、その人に歸属する所得を総合して課税して、総合して累進税率を適用するところ、人が、人的に総合するというのが所得税の基本的な生命であるわけでありませう。いまの青色申告の事業主控除と申しますもの、あるいは事業主給与と申しますものは、自分が自分に払われるわけですから、その意味におきましては、所得税のたてまえから、そういうことを規制することは、完全に総合するという意味におきましては実益のないことではあります。もし事業主控除ということによりまして給与所得控除を適用しようというお話でございましたら、今日サラリーマンの皆さんが事業所得とのバランスにおいて給与所得控除を云々しておられることに真正面から相反することでございますので、現状においてはそういうことは適当でない、こういう

ふうに考へた次第でございます。

○委員長(栗原祐幸君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、青木一男君が委員を辞任され、その補欠として高橋文五郎君が選任されました。

○委員長(栗原祐幸君) 他に御発言もなければ、三案の質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(栗原祐幸君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○松井誠君 私は、ただいま議題となりました三法案について、日本社会党を代表して反対の討論をいたします。本会議における反対討論の機会がございませうので、詳しく詳細に申し上げることをお許しただきたいと思ひます。

反対の理由を一言で申しますならば、いつものことながら、この三法案は、大企業、高額所得者の公然たる優遇が保証され、国民政党を僭稱する政府自民党の階級性格があらやかに貫徹されているからであります。

最初に、所得税改正法案について申し上げます。

政府は、今回の減税をみずから稱して、史上最高と宣伝これとめましたが、その減税総額がその名に値しないものであることは、すでに多くの指摘するところでありませう。真に問われるべきは、むしろだれのための減税かということでありませう。今回の改正によつて、課税最低限は、夫婦二人の四大家族で、給与所得者の場合百二十八千円、専従者のいない事業所得者の場合は六十一万一千六百円、実に月五万四余の所得に所得税が課せられるのであります。さらに、独身者に至つては、年三十四万四をこえれば課税されるのであります。本年度中卒者の初任給が年三十九万

円といわれておりますから、中学を卒業したばかりのいたいけな少年の肩に、情け容赦もなく所得税の重圧がかかるのであります。これに反し、年周二百万円ないし三百万円の所得を得るいわゆる中堅層は、給与所得控除及び税率改正のいずれにおいても最も恩恵をこうむるものであることは、すでに周知のとおりであります。

なお、この際注目したいことは、税負担の軽重については、単に軽減率だけではなく、軽減される税額の絶対値の比較が重要であるということであり、今回の改正によって、年所得百万円の給与所得者は、税率において約四二%の減税であるのに対し、年所得五百万円の所得者は約二四%の減税であります。しかし、税額においては、前者は年間わずかに六千五百円の減税、後者は二十六万四千円の減税となるのであります。その生活に對して持つ実質的な意味の違いは、言わずして明らかであります。

次に、法人税法及び租税特別措置法の各改正案につき、一括して反対の理由を申し上げます。

最初に、法人税について申し上げます。

法人税は、昭和四十年、四十一年の二回にわたって、経済的不況を理由に合計三%引き下げられ、現行の三五%となつたのであります。したがって、むしろ景気過熱の危惧せられるに至つた今日では、これを旧に復する意味も含めて三%引き上げるのが当然のこととして期待されたのであります。ところが、財界の公然たる圧力に屈し、その内部留保分に限り、法人税率三五%の五%すなわち一・七五%を法人税に付加する形式で、しかも二年間の臨時措置として引き上げるにとどまつたのであります。これによって、引き上げ税率が低く押えられたばかりでなく、基本的な税率は三五%に固定する道をも開いたものとい得るのであります。日本の法人税率は、実効税率においても表面税率においても、英、米、仏のそれより低率であることは、まぎれもない事実であります。にもかかわらず、国民総生産世界第三位の経済大國にのし上がった日本の政府のとつた道がこれで

あります。もし税率を国民の期待するように三%引き上げれば、それによって改正案より増収となる額は約六百億円をこえ、この増収分によって、所得税の基礎控除及び配偶者控除を各一万円ずつ引き上げることが容易にできたのであります。だれのための減税か、言わずして明らかであります。

しかも、政府は、この法人税率を改正するにあたり、二年間の臨時措置であることを理由に、これを法人税改正案に含めず、特別措置法改正案に譲つたのであります。このことによつて、当然改正すべき法人税の問題を、二年後の改正の基本的方向を示さぬまま、臨時特則的性格を持たせてしまひました。法人税率改正の重大性にかんがみ、政府のこのような基本的姿勢に反対せざるを得ないのであります。

次に、その他の特別措置について申し上げます。

これらもう一つの連の租税特別措置は、その実施当初は、日本経済の戦後性あるいは後進性を克服するための措置として、ある程度の正当性を主張することができました。しかし、その後、日本経済の成長につれて、その政策目的は、貿易自由化、さらには最近資本自由化に備えることに変わり、国民的同意は全く失われてしまひました。政府は、そのために、特別措置の中に、大企業だけではなく、その他の国民階層にも影響のある特別措置を少しずつ導入することによつて、特別措置に対する国民的非難を回避しようとしてまいりましたが、しかし、政府のこの派々しい努力は成功せず、特別措置は、税負担の公平を害し、善良な納税者の納税意欲を阻害している元凶として怨望の的となつていゝのであります。

この特別措置の中核的部分は、特別措置による減収額の三八・六%を占める利子・配当の特別措置であります。この二つの措置が本年三月末をもつて期限が到来するだけに、政府の措置が注目されたのであります。国民のわずかに抱いた期待はむなしい幻想にすぎなかつたのであります。

す。この利子・配当の特別措置がいかに高額所得者を利してきつたか。たとえば利子所得は、これを総合課税した場合に、分離課税の場合よりも負担増になる所得階層は、年周二百万円以上の所得者に限られますが、このような所得者は、昭和四十三年度において全体の三・三%にしかすぎません。また、配当所得についても、昭和四十三年度の所得税申告納税者中二百万円超の者は一二・二%にすぎませんが、これらの少数の人々が配当所得の八七・六%を占めていたのであります。また、昭和四十四年度に導入された配当の源泉選択制度にしても、源泉選択分離制度の適用者の分布状態を見れば、年間所得百万円未満ではその利用状況は二一%にすぎませんが、一千万円以上では実に六六%にのぼつていたのであります。

これらの厳正な数字に目をつむり、政府は、これらの特別措置の存続を、貯蓄奨励あるいは自己資本充実などにその口実を求めているのであります。しかし、事実が教えるところによると、日本の貯蓄率は、GNPに対する国民総貯蓄の比率にしても、個人所得に対する個人貯蓄の比率においても、連年上昇の一途をたどり、現在諸外国に比べてはるかに高率であり、これ以上さらに貯蓄奨励を必要とする理由はないのであります。また、貯蓄率の上昇は、利子課税制度の内容とは関係なく、むしろ可処分所得の増加率と密接な関係があること、そして、利子課税制度は、貯蓄総額にではなく、この貯蓄が預貯金に向かうか、株式投資に向かうか、その資産の運用方法に影響するにすぎないことが立証せられていゝのであります。

また、配当の特別措置が企業の自己資本充実に資するという理由も、何ら証明されていゝないのであります。法人企業の自己資本比率の統計によれば、昭和二十九年ころから大勢として自己資本比率は下降の一途をたどり、配当軽減措置によつて特に変動を生じたことは認められないのであります。日本の企業が自己資本比率の低いのは、高度成長下における成長金融のあり方そのものの中にその原因があるのであります。

このように利子・配当の特別措置は、その政策目的そのものに問題があるか、または政策目的との関連が立証せられないにかかわらず、今回、またもや大筋は五年間の据え置きとし、その範囲内で小規模な改正を行つたにすぎません。利子所得については源泉分離課税を認めることになり、政府はこれを総合課税への道を開いたと称していますが、しかし、分離選択の税率は、当初の三〇%ないし四〇%の案から、二〇%ないし二五%へと大きく後退し、これでは、高額所得者は、配当の場合と同じように、依然として分離課税を選ぶようになるでしょう。また、配当課税についても、たとえば配当控除率を昭和四十六、四十七年の二年は、本則の一〇%より高い一二・五%の特則を在置したため、配当のみの所得者の免税率は、本年度の二百八十二万円からさらに上がつて三百四万円となり、また、控除率が一五%に据え置かれた本年度は、実に三百四十六万円までが無税なのであります。

以上、三法案の反対理由の主たるものだけを述べて、反対討論を終ります。

○鈴木一弘君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となつております租税三案に對して反対の意を表明するものであります。

税金の公平は国民の願望でありますことは、公明党の税制総点検によつても明らかであります。しかしながら、今回の改正案をこまかく検討してまいりますと、はなはだ納得できないのであります。所得減税から見ますと、目標を一応は達成できたといふやうであります。過去の減税財源割合の平均より少なくなつていゝことは、一兆四千億圓という巨額な自然増収にもかかわらず、千七百六十七億圓にとどまつていゝことは、依然として国民に負担が重くなつていゝことを示しております。サラリーマン減税が言われ、負担の重たいことを言われているのに、今回改正は低所得サラリーマンには一向恩恵が少なかつたといふ言えません。このように、低所得者は依然として高額

所得者に比べて、はなはだもって不公平なものであることを示しているのではありません。

さらに、政府は、課税最低限を西欧並みに引き上げたと言っておりますが、私は、諸外国との比較を政府のように早急に行なうところに問題があると思ふわけでありません。これを耳にしまして、国民は納得できないのであります。私は、GNP世界第二位の日本として、当然諸外国との比較をしてまいるのはけつこうなことは思いますが、税率、あるいは階層別の負担の実態、そして生活水準とを比較することによって課税最低限を引き上げるべきではなかったかと、このように思うのであります。

次に、法人税であります。大蔵省では税率を二%引き上げること内定しておりましたにもかかわらず、一・七五%の引き上げにとどまり、保留分については五%を増税し、三六・七五%となる付加税を課するようになったのであります。言うまでもなく、法人税率は、景気回復を目的として過去に税率の引き下げがあったわけでありましたが、経済成長の目ざましい今日、景気過熱を抑制し、社会資本を充実させるためにも、また、その財源を確保するためにも、むしろ税率の引き上げは三%以上にすべきであつたと思うのであります。

次に、利子・配当課税についてであります。税の公平という観点から、はたして一つの政策の手段として妥当性があるのかどうかと見た場合、これもまた国民の納得でき得ないものであります。一五%の利子に分離課税をすることにつきましては、一五%の利子に分離課税をすることにつきましても、貯蓄額百万円から二百万円までの人と一千万円の貯蓄のある人の場合を見ると、利子税が一五%の税率である以上は、一千万貯蓄の人に累進税率をかけない限りにおいては、税負担は不公平になるのであります。配当課税も、やはり同じように累進税率をかけなければ、税負担の不公平になるのであります。

利子・配当の特別措置は、国民の貯蓄によって国力を増強させようというものでありましたが、

しかしながら、今日の貯蓄率は必ずしも個人の貯蓄ばかりではないのであります。低額貯蓄者にその措置の効果が薄くなり、高額貯蓄者が優遇されるのであつては、税の公平の原則に反するものであります。私は、利子・配当税にも当然累進税率をかけるべきであると主張いたします。

以上、税負担の不公平の点から簡単に述べてまいりましたが、課税最低限の不十分な効果、また、法人税率の不可解性、そして矛盾の多い優遇措置等々考え合わせれば、今回の税制改正は全く国民不在の税制であると断定せざるを得ないのであります。

以上、反対の趣旨を述べて、私の反対討論を終わります。

○瓜生清君 私は、民社党を代表して、ただいま議題の租税三法の改正案に、次の理由で反対いたします。

まず、所得税法改正案に反対する理由といたしましては、減税規模において納得せざるものがあります。すなわち、一兆三千七百七十一億円という大幅自然増収が見込まれるのでありますから、標準世帯での課税最低限を百三十万円に引き上げるべきであつたと強調するものであります。ところが、政府は、この点について史上最高を誇り、先進諸国並みに達したとし、今後このような減税の必要なしとされております。確かに、所得税減税は、これまでも毎年行なわれ、今回も少なからざるものがあつたかもしれません。しかし、問題は、今日物価上昇が常に政府の目算を上回つており、これを補う意味で名目賃金も上昇し、したがつて、税負担はさらに急増するのであります。だから、これを救済する措置は必要だし、加えて国民生活の向上をあわせ考えるならば、今回の減税措置でははなはだ不足であつたと言ふべきではありません。

次に、法人税改正案に反対する理由を端的に申し上げますならば、この際、法人所得の増大に徴して、景気調整のためにも、過去の引き下げ分は取り戻すべきであります。つまり、わが国の法人税率は、昭和二十七年に四二%に引き上げられた

後漸次引き下げの方向をたどつています。特に四十年から四十一年にかけて、不況対策の一環として、合計三%の引き下げを行なつておるのであります。しかし、最近の法人企業は、近年にない好況を保持し、加えてわが国の法人税率は西欧諸国に比べ低税率になつております。したがつて、今回の改正は、いかにも中途はんばであつたと指摘せざるを得ないのであります。

最後に、租税特別措置法の改正案に反対する最大の理由は、利子・配当の優遇措置並びに交際費課税などの不合理に対する抜本的改革が行なわれなかつたことにあります。すなわち、租税負担の公平、平等の原則を貫くためには、利子・配当の優遇制度を今年限りで廃止すべきであります。すれば、これによる増収額は一千億円にも達するのであります。また、交際費課税についても損金不算入率を八〇%に引き上げることによつてこれを強化すべきでありましたが、いずれも聞き入れるところとならなかつたことは、まことに残念であります。

以上が私の租税三案に対する反対の理由であります。

○渡辺武君 私は、日本共産党を代表して、所得税法の一部改正法案、法人税法の一部改正法案、租税特別措置法の一部改正法案に反対するものであります。

まず、所得税法の一部改正法案に反対する第一の理由であります。今日、勤労者の所得の増加とは、物価上昇に伴う名目所得の増加にすぎず、したがつて、勤労者の名目所得の増加に應じて累進する現行税率のもとでは、所得税は生計費に食い込むものとならざるを得ません。ところが、今回の改正案では、低所得ほど税率の刻みをこまかくして、この傾向をさらに強めております。しかも、諸控除の引き上げは、きわめて少額にすぎません。これは、低所得者には事実上の増税となり、依然として生計費に食い込む課税とならざるを得ません。政府資料でも、昭和四十五年度の納税人口が二千八百十万人と前年度より二百七十万

人もふえる見込みとなつていますが、これは所得税がますます低所得者を重点とした大衆課税となつていない否定し得ない証拠であります。

この反面、第二に、今回の改正案は、年収三百万から四百万以上の比較的高額な所得者に対しては、給与所得控除の適用対象の拡大、控除率の大幅引き上げなど特別の優遇措置を講じており、さらに、第三に、税率の改正によつて最高税率の適用対象を六千五百万円以上から八千万円以上に引き上げたことでもわかります。高所得者ほど税率を引き下げ、わが党が主張している高所得者に対する高度累進課税の原則に逆行する措置をとつてゐるからであります。

次に、法人税法の一部改正法案に反対する理由は、完成工事補償引き当て金制度を創設し、将来発生する可能性のある費用を引き当て金とし、これによつて利潤の隠蔽、いわゆる利潤の費用化の傾向を一そう促進させ、住宅産業等に進出する旧財閥系大企業グループなどに特別の優遇措置を講じてゐるからであります。ところが、この反面、中小企業の九七%を占める同族会社に対してはわずかな減税にとどめ、中小企業家が強く要求している留保所得の特別課税の廃止については全然顧みられていないからであります。

最後に、租税特別措置法の一部改正法案に反対する第一の理由は、わが党がその廃止を主張している利子・配当所得者などの不勞所得に対する優遇措置を五年間も延長し、しかも、ますます高所得者に有利に改正してゐるからであります。

第二の理由は、わが党が高度累進制にすることを主張している法人税率の引き上げをわずか一・七五%にとどめ、しかも、法人税法で改正せず、租税特別措置法で加重税と二年間の暫定期間という形態で引き上げたからであります。これは税法の基本を混乱させるものであり、税率変更を景気調整のために使用し、やがては政令をもつて行なおうとするようになるおそれを持つものであるからであります。

第三の理由は、特別合併による割増し償却、石油開発投資損失準備金、特定電子計算機の特別償却、特定ガス導管工事償却準備金の創設など、ますます特定業種の特定の大企業に対する優遇措置を強めようとしているからであります。

わが党は、このような大資産家、大企業に奉仕する本法案に反対すると同時に、租税特別措置法など大企業、大資産家に対する税の特別な減免制度を廃止し、高度累進課税とすること、また、所得税の課税最低限を夫婦子供三人で百五十万円に引き上げ、これを主張して、反対討論を終わります。

○委員長(栗原祐幸君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗原祐幸君) 御異議ないと認めます。それでは、これより三案を順次採決いたします。まず、所得税法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(栗原祐幸君) 多数と認めます。

次に、法人税法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(栗原祐幸君) 多数と認めます。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(栗原祐幸君) 多数と認めます。

よって、三案は、いずれも多数をもって可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

○沢田一精君 私は、ただいま可決されました三法律案のうち、所得税法の一部を改正する法律案に対し、自民、社会、公明、民社の四党共同の附帯決議案を提出したいと思ひます。その案文を朗読いたします。

所得税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一、政府は、明年度以降においても、わが国経済の進展に伴う国民の税負担の推移に即応しつつ、基礎控除、給与所得控除その他の諸控除の引上げを通じて、世帯構成に応ずる納税者の実態に即した所得税負担の軽減合理化につき、引き続き十分な配慮を加えるべきである。

二、政府は、租税特別措置については、常にその政策目的の合理性、政策手段としての有効性等について慎重な検討を行ない、租税負担の公平の原則とのバランスに配慮しつつ、その整備合理化を図り、国民の信頼に応える税制の確立に努めるべきである。

右決議する。

以上のとおりであります。何とぞ御賛同くださいますよう、お願いいたします。

○委員長(栗原祐幸君) ただいまの沢田君提出の附帯決議案を議題といたします。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(栗原祐幸君) 全会一致と認めます。

よって、沢田君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、福田大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。福田大蔵大臣。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいま御決議なされました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、今後とも税負担の適正化に努力いたしたいと存じます。

○委員長(栗原祐幸君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗原祐幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時三十五分散会

四月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、貴石、貴金属製品等第一種物品税現行課税方式の改正等に関する請願(第二二八二号)

一、塩専売制度存続に関する請願(第二四二六号)(第二四四三号)(第二四六六号)(第二五〇九号)(第二五一〇号)(第二五一一号)(第二五二八号)(第二五六三三号)(第二五七五五号)(第二五九九九号)(第二七二四四号)(第二七二五五号)(第二七二六六号)(第二七四四四号)

一、支那事変国債償還に関する請願(第二七三九号)

第二二八二号 昭和四十五年四月十一日受理

貴石、貴金属製品等第一種物品税現行課税方式の改正等に関する請願

請願者 京都市中京区東堀川通丸太町上ル京都府時計眼鏡商工業協同組合内岡本福重

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第二四二六号 昭和四十五年四月十三日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 青森市古川千莉四九 林麗子外十一名

紹介議員 津島 文治君

塩専売制度の存続を強く要望する。

理由

最近の新聞紙上に、行政監理委員会委員の意見、物価安定政策会議の提言、あるいは、参議院予算委員会における大蔵大臣の発言等相次いで「イオン交換膜製塩技術の開発により、国内塩の生産コストが低下したこと、国外塩の輸入増加によつて需給上支障がなくなつたことをあげて、塩専売制度を存続する理由がなくなつた」かの見解が報道

されていることは、まことに心外にたえない。私たちは、この見解についてはとうてい納得できないばかりでなく、もしも塩専売制度を廃止するときは、究極において食料用塩の全量を国外に依存する結果を招来し、国家百年の大計を案やまる因となり、かつ、制度の廃止に伴いたちまちまして、国民大衆の日常生活と、塩を原材料とする多数の零細企業者に深刻な脅威を与え、ゆゆしい社会問題をひき起こすことになる。イオン交換膜製塩技術は、現在なお進展の途上にあつて、この技術の最終目標は、ソーダ工業用塩の輸入価格の水準に達することであり、その水準に達すれば、食料用塩について国外塩の脅威にさらされるおそれなくなるので、この目標に達成することを旨として、塩専売制度のもとに、この新技術を育成することとし、塩需給の円滑と、塩価の安定を保持し、もつて民生の安定と関連産業の堅実な発展を確保することが国家的見地に立脚した適策である。

第二四四三号 昭和四十五年四月十三日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 山口県宇部市居能町二ノ一〇ノ三 一 鍋丁達夫外十一名

紹介議員 二本 謙吾君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二四六六号 昭和四十五年四月十三日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 福島県白河市郭内一 新田豊雄外十一名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二五〇九号 昭和四十五年四月十四日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 宮城県仙台市柏木三ノ五ノ一 八 木洋太郎外十一名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二五一〇号 昭和四十五年四月十四日受理

塩専売制度存続に関する請願(二通)

請願者 岩手県一関市宮前町二ノ一八 菊

地正三外二十四名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二五一一号 昭和四十五年四月十四日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 東京都港区白金台四ノ二ノ一一

小田切三五郎外十二名

紹介議員 大竹平八郎君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二五二八号 昭和四十五年四月十四日受理

塩専売制度存続に関する請願(三通)

請願者 大阪府堺市浜寺昭和町五ノ五九四

阪之上健一外三十二名

紹介議員 小林 章君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二五六三号 昭和四十五年四月十五日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 北海道岩内郡岩内町字大浜六四ノ

一三 西野清太郎外十二名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二五七五号 昭和四十五年四月十五日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 石川県金沢市彦三町二ノ一〇ノ一

〇 吉村忠夫外十一名

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二五九九号 昭和四十五年四月十六日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 山形県鶴岡市本町二ノ一八ノ一

岡部三治外十一名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二七二四号 昭和四十五年四月十六日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 茨城県久慈郡大子町大字町付一、

一六一 丸山祐治外十二名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二七二五号 昭和四十五年四月十六日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 熊本県天草郡五和町鬼池 池田庄

市外十五名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二七二六号 昭和四十五年四月十六日受理

塩専売制度存続に関する請願(三通)

請願者 岐阜県吉城郡神岡町大字船津一、

二七一ノ一 田近清外三十二名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二七四四号 昭和四十五年四月十六日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 愛媛県伊予市上三谷八四二ノ一伊

予塩販売組合内 仲神光広外十三

名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

支那事変国債償還に関する請願(四通)

請願者 宮崎県宮崎郡清武町大字船引六、

八四一宮崎県郷友会清武支部内

野崎美香樹外三百三十三名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。

第十八号中正誤

段行 誤

一から六 高木文雄君 谷村裕君